

令和4年3月8日

隠岐の島町中出張所・診療所・歯科診療所 複合新庁舎設計プロポーザルに関する参加表明書等の作成について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

実施要領 該当ページ等	質問事項	回答
参加表明書等作成要領 p.1 2. (3) ①	「類型四号および十号のうち第1類及び第2類の実績」とありますが、第1類が「同種業務の実績」、第2類が「類似業務の実績」と考えてよいでしょうか。	第1類が「同種業務の実績」、第2類が「類似業務の実績」となります。
評価要領 p.3 参加表明書等作成要領 p.1 2. (4)	第1次審査【客観的評価】の「(2) 配置技術者の技術力」において、評価対象となるのは管理技術者、建築担当主任技術者のみとなっているため、様式第5号の主任技術者の業務実績は、建築担当主任技術者の中のみ提出を要すると考えてよいでしょうか。	様式第5号については、建築担当主任技術者の主要業務実績を記入ください。
参加表明書等作成要領 p.1 2. (3) (4)	設計事務所の主要業務実績および管理技術者、主任技術者の業務実績は、下請けでの業務も実績として認められますでしょうか。	下請けでの業務は実績の対象としません。
P6 13、(4) (シ) 隠岐の島町税等について、滞納がない旨の証明書	隠岐の島町外の業者は提出する必要がありますでしょうか。他の納税証明書の提出が必要でしょうか。	提出は不要です。ただし、島根県税、及び消費税及び地方消費税についての滞納がないことが確認できる証明書を提出してください。三ヶ月以内に発行されたものを有効とします。写しも可とします。
プロポーザル実施要領p.9	「見積額」が評価対象となっておりますが、何についての見積額でしょうか。	本業務の基本設計及び実施設計にかかる見積額です。
その他	複合新庁舎の用途ごとの営業日や利用時間がわかれれば教えていただけますでしょうか。	中出張所（営業日：土日祝日、年末年始（12月28日～1月3日）を除く平日。営業時間：8:30～17:15）、診療所（営業日：毎週月、水、木曜日。祝日の場合休業。営業時間：月・木8:30～11:00、13:00～15:00、水13:00～15:00）、歯科診療所（営業日：毎週水曜日※祝日の場合休業。営業時間：9:30～12:00、13:00～15:30）となります。
その他	複合新庁舎の水道光熱費は、用途ごとに別々に扱うことになりますでしょうか。それとも施設として一体で扱われるのでしょうか。	会計が異なる施設であるため、基本的に別々に取り扱うことを想定しております。